

福島第一原子力発電所における 新型コロナウイルス感染防止対策について

2022年8月25日



東京電力ホールディングス株式会社

1. 新型コロナウイルス感染防止対策の概要



- 7月中旬以降、発電所内にウイルスを「持ち込まない」ことを目的に、追加対策として以下の取り組みを社内及び協力企業へ周知
 - ・本人及び家族の体調を確認すると共に、県外移動や家族が県外から移動してくる等感染のリスクがある場合は、自主抗原検査を行い感染者を早期に確認
 - ・通勤時は、引き続き乗車率50%を推奨すると共に、乗車時の禁煙、マスク着用、換気、会話自粛等の実施を改めて注意喚起
- 8月に入り、協力企業作業員を中心に感染者が過去に無く増加していることを踏まえ、以下の感染防止対策を実施
 - ・多くの感染者が発生した協力企業を訪問し、事務所内の換気等の感染防止対策の実施状況を確認し、感染防止対策の再徹底（特に通勤時、休憩時の対策）を指導
 - ・構内の共用部分の一斉消毒を行うと共に、お盆明け出社前の体調確認と自主抗原検査を再徹底
- 引き続き、出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、黙食、出張の厳選などの従来からの基本的な感染防止対策も適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでいく
- 2022年8月24日現在、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累計感染者数は、前回公表（7月27日現在）から422名（社員49名、協力企業作業員372名、取引先企業従業員1名）増加し、829名（社員114名、協力企業作業員711名、取引先企業従業員3名、派遣社員1名）
- 感染者発生に伴う工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない

2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（1/3）

TEPCO

＜東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通＞

■ 福島県内外への移動（継続実施）

- ・移動中・移動先での基本的な感染予防対策の徹底、感染防止を意識した3密回避行動の励行
- ・県外移動者は、週明け出社前に抗原検査により陰性確認するとともに、本人及び家族の体調確認、3密・大人数・不特定多数の接触有無、抗原検査による陰性確認結果を上司へ報告
- ・県内居住者は、①本人及び家族の体調確認、3密・大人数・不特定多数の接触有無を上司へ報告、②家族が県外から移動してくる等、リスクが考えられる行動がある場合は、週明け出社前に抗原検査により陰性確認実施

■ 出張・会議・会食（会合）（継続実施）

- ・新しい生活様式を遵守し、「3密」、「大人数」、「不特定多数」を回避
- ・リスクを考慮し、これまで以上に慎重に判断

■ 出社前検温の実施（継続実施）

- ・出社前検温を実施し、体調不良の場合は出社を見合わせ

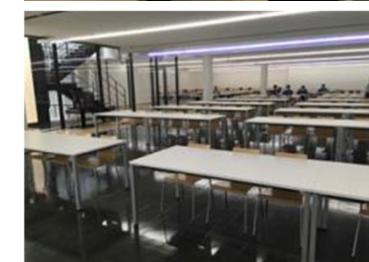


■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

■ 食堂での対面喫食禁止、黙食の徹底、椅子の間引き（継続実施）

■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

- ・異動者及び福島県外からの新規入所者は、入所前に抗原検査を実施



■ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種

- ・総数約3,700名（社員約950名、協力企業作業員約2,750名）への職域接種については、2021年9月14日の接種をもって2回目を完了
- ・3回目の職域接種は、8月24日現在、総数2,743名（社員666名、協力企業作業員2,077名）が実施済

2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（2/3）



<東京電力HD(株)社員>

■ 出張（継続実施）

- ・移動のリスク等を踏まえ厳選（web会議の優先）
- ・福島県外へやむを得ず出張する場合の承認者を所属長に変更
- ・他立地県（新潟県若しくは青森県）への出張は、移動前に抗原検査を実施

■ 県外からの来訪者（継続実施）

- ・社員については、出張者の所属にて事前に抗原検査を実施
- ・社外者については、福島県移動前、抗原検査を受検し、陰性確認を推奨

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（継続実施）

- ・業務上支障のない範囲で、各グループにて、積極的に取り組む
- ・計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- ・社給PCやiPadによる在宅勤務の推進

■ 感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- ・感染疑いにより、医療機関にてPCR検査又は抗原検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所へ報告

■ マスク着用義務（継続実施）

- ・全所員に対しマスク着用を義務化（単身赴任者の自宅帰省時を含む）

■ 独身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- ・交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（3/3）



<協力企業作業員>

■ 日常の健康管理など（継続実施）

- ・マスクの着用（不織布を推奨）、手洗い等基本的な感染予防対策及び3密回避行動の徹底
- ・通勤車両等での移動車中ではマスクを着用し、外気取り込み空調の設定など一般的な感染防止対策の徹底
- ・複数人が乗車する移動車中での会話自粛
- ・密を避けることを目的に、移動車両の乗車率は50%程度を推奨
- ・発電所休憩所において3密回避(時差作業、休憩等)調整を行い、作業者が集中しないよう配慮

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- ・各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には、当社への報告を指示
- ・感染疑いにより、医療機関にてPCR検査又は抗原検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

3. 当直体制



- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制
- 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている

■ 通勤バスの扱い

- ・ 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更

■ 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避

- ・ 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
- ・ 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- ・ 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策

- ・ 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- ・ 追跡調査のため出入者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

■ 運転員の執務環境関係

- ・ 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
- ・ 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施

■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

- ・ 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

■ 感染者が出したときの対策（東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通）

- ・ 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - ・ 感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・ 濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査又は抗原検査受検については、医療機関及び保健所の指示に従う
- ・ 感染者が使用したエリアの消毒
 - ・ 感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・ 濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- ・ 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は保健所の指示に従う

■ 視察状況

- ・ 新生活様式に基づいた視察受け入れを2022年3月22日から再開
(直近でのコロナによる視察中止期間は、2022年1月25日～3月21日)

■ 各装備品の取り扱い

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要の高まりが続いているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- ・ 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取り扱いなどをしている